様式第１１号の２

請 書（修繕・工事）

１ 工事番号及び工事名

２ 工事場所

３ 工　　　　　　　期 自 年 月 日

　　　　　　 日間

　　　　　　　 至 年 月 日

４ 請負代金額 金 　　 円

　　うち取引に係る消費税　 　　　　　 円

　　 及び地方消費税の額

上記の工事をお請けするについて、次の条項を確約履行いたします。

ついては、確約の証として本書を提出します。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名 印

日立市長 殿

第１条 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第２条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を記した通知書の提出を求めることができる。

第３条 工事の施工及び工事現場内の取締りについては、全て市監督職員の指示、監督に従うものとする。

第４条 工事に使用する材料は、使用前に市監督職員の検査を受けなければならない。

２ 検査の結果不合格と決定した材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第５条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面より明視することができない作業は、特に市監督職員の立会いの上施工するものとする。

第６条 発注者は、必要がある場合には工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、当事者双方協議して書面により定める。

２　発注者は、受注者（個人である場合には本人、法人である場合には役員等）が、日立市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当すると判明したとき又は当該工事に係る取引等の契約相手が暴力団等と判明した後に発注者が受注者に対し、その取引等に係る契約の解除を求め、受注者がこれに従わないときは、本契約を解除することができる。

第７条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）で発注者、受注者双方の責に帰すことができないものにより、工事が期限内に完成することのできないときは、当事者双方協議の上、工期を延長することができる。

第８条 工事目的物の引渡し前に工事目的物又は工事材料その他工事の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。

第９条 天災等により工事の既済部分又は工事材料に損害を生じたときは、その損害が重大であり、かつ、受注者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、その損害額を発注者が負担するものとする。

第１０条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３ 受注者は、前項の検査の結果、修補を要する旨の通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。

４ 第１項及び第２項の規定は、修補の場合について準用する。

５ 発注者は、検査に合格したときは、引渡しを受けるものとする。

第１１条 受注者は、前条第２項に規定する検査に合格したときは、請負代金額の支払を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金額を支払わなければならない。

第１２条 受注者は、工事目的物の引渡し後１箇年間、工事目的物のかしを補修し、又はそのかしによって生じた損害を賠償しなければならない。

第１３条 期限内に工事が完成しないときは、完成期限の翌日から、遅滞日数に応じ請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する率の遅延利息を納めなければならない。

第１４条 この契約によって生ずる権利及び義務は第三者に承継させてはならない。

第１５条　受注者は、その責めに帰する理由により、工事の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第１６条　受注者は、工事上の知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第１７条　この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

第１８条　この請書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。